

項目	原町市まちづくり基本条例		ニセコ町まちづくり基本条例		杉並区自治基本条例		矢祭町自治基本条例	
	条項	条文	条項	条文	条項	条文	条項	条文
前文		私たちのまち原町市には、伝統を誇る相馬野馬追や報徳仕法により復興を遂げた歴史と四季が彩る美しい自然があります。これらを次の世代に引き継ぎ、いつまでも愛着をもって居心地よく過ごすことができるまちにするには、私たち一人ひとりの人権が尊重され、平和で安全な社会を築くとともに、お互いが学びあい文化に触れ合うことができるまちづくりが必要です。私たち原町市民は、真の自立した豊かな地域社会を目指し、すべての人が情報を共有し、人と人のつながりを大切に支えあいながら、協働する市民主体のまちづくりを実践するために、この条例を制定します。		ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよるこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。		地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。武蔵野の面影を残すみどり水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創（つく）っていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。		矢祭町は、平成13年10月31日、平成の大合併の波が押し寄せる前夜、全国に先駆けて「市町村合併しない矢祭町宣言」を行った。これは、矢祭町民の郷土を愛し守ろうとする強い意志の顕示である。私達は、先人から受け継いだ郷土矢祭町を将来にわたって、子々孫々に引継ぎ、真に人間らしい生活を享受できる郷土を築くために、法令を以って命令されない限り合併をせず、自主独立の道を歩むものである。ここに、矢祭町の基本的自治権を遵守するとともに、これからの矢祭町を創造するための理念及び運営の基本を明らかにし、もって町民の福利の向上に寄与するためにこの条例を制定する。
目的	1	この条例は、本市におけるまちづくりに関する基本原則を確認し、基本的事項を定めることにより、自治を推進することを目的とします。	1	この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。	1	この条例は、杉並区（以下「区」という。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び責務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者（以下「区民等」という。）の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。		
条例の位置づけ この条例の位置づけ	2	この条例は、本市のまちづくりの基本となるものであり、他の条例、規則等の制定改廃及び制度の整備にあたっては、この条例の定めを最大限尊重します。	55	他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。	31	この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。		
条例等の体系化			56	町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。				
定義	3	この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによります。 （１）市民 市内に住む人、市内で働く人、学ぶ人、市民活動をする人又は市内に事務所を有する法人をいいます。 （２）執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 （３）協働 市民と市が、それぞれの責務と役割を自覚し、共通の目的を実現するために、共に協力することをいいます。 （４）コミュニティ 地域や共通の関心によってつながった多様な組織及び集団をいいます。			2	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。 二 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。 三 参画 政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。 四 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。		

項目	原町市まちづくり基本条例		ニセコ町まちづくり基本条例		杉並区自治基本条例		矢祭町自治基本条例	
	条項	条文	条項	条文	条項	条文	条項	条文
基本理念 適正規模の共同社会 郷土づくりの基本方向					3	区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創（つく）っていくことを目指すものとする。	1	矢祭町は、我が国が歴史始まって以来の人口減少を迎える中でも、自立するためのあらゆる施策を講じ、人口減少に歯止めをかけ、適正規模の共同社会を目指す。
					3-2	前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。	2	子どもは町の宝、国の宝。矢祭町は、恵まれた自然環境の中で、夢をもって子育て・育ちができる、「元気な子供の声が聞こえる町づくり」に努める。
							3	矢祭町の青年・壮年の世代は、子や孫達の健やかな成長を願うとともに、社会のために尽くしてきたお年寄りが、尊敬され、大事にされ、安心して生きていける町づくりに努める。
情報共有の原則	4	まちづくりは、市民及び市が、まちづくりに関する情報を共有して推進します。	2	まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。				
参加と協働の原則 町民の参加	5	まちづくりは、市民の自主的な参加と、市民と行政の協働により推進します。					10	矢祭町の希望ある将来は、すべての町民の連帯と創造的な諸活動によって確立されなければならない。矢祭町は、町民の不断の努力と連携することによって、魅力ある町づくりを推進する。
市民の権利 情報への権利 区民の権利	6	市民は、まちづくりに参加する権利及び市政に関する情報について知る権利を有します。	3	わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。	4	区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。		
					4-2	区民は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）で定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長等の解職請求権等を有するほか、第二十七条で定める住民投票を請求する権利を有する。		
まちづくりに参加する 権利 町民のあり方			10	わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。			8	すべての町民は、主権者として町政に参加する権利を有する。町民は、町政の主権者として、郷土愛を高め、自らの自治能力を向上させ、町づくりに参画する。
			10-2	わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。				
			10-3	町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。				
			10-4	わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。				
市民の責務	7	市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持ちます。	12	わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。	5	区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。		

項目	原町市まちづくり基本条例		ニセコ町まちづくり基本条例		杉並区自治基本条例		矢祭町自治基本条例	
	条項	条文	条項	条文	条項	条文	条項	条文
事業者の権利及び責務					6	事業者は、第四条第一項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。		
まちづくりに参加する権利の拡充			13	わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。				
子どもの権利	8	子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されるとともに、まちづくりに参加する権利を有します。	11	満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。				
コミュニティ	9	市民は、生きがいをもって安心して暮らすために形成されたコミュニティが、まちづくりの担い手であることを認識し、守り育てることに努めます。	14	わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。				
コミュニティにおける町民の役割			15	わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。				
コミュニティ	9-2	市民及び市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。						
町とコミュニティのかかわり			16	町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。				
男女共同参画	10	市民は、性別にとらわれることなく一人の人間として尊重され、それぞれの個性を発揮して、まちづくりに参加します。						
議会の役割 区議会に関する基本的事項			17	議会は、町民の代表から構成される町的意思決定機関である。	8	区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽（けん）制する機能を果たすものとする。		
			17-2	議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。	8-2	区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。		
市議会の責務 区議会に関する基本的事項 区議会の情報の公開及び提供	11	市議会は、市の意思決定機関として、行政運営が常に民主的で効率的に行われているかを調査・監視するとともに、政策立案等を行い、市民の意思が市政に反映されるよう活動します。	18	議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。				
			18-2	議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。				
			18-3	議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。				
					8-3	区議会は、前二項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。		
	11-2	市議会は、その保有する情報を公開し、市民と情報を共有して、開かれた議会運営を行います。			9	区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。		

項 目	原町市まちづくり基本条例		ニセコ町まちづくり基本条例		杉並区自治基本条例		矢祭町自治基本条例	
	条項	条 文	条項	条 文	条項	条 文	条項	条 文
議会の組織等			19	議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。				

項目	原町市まちづくり基本条例		ニセコ町まちづくり基本条例		杉並区自治基本条例		矢祭町自治基本条例	
	条項	条文	条項	条文	条項	条文	条項	条文
議会の会議			20	議会の会議は、討議を基本とする。				
			20-2	議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。				
会議の公開			21	議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。				
			21-2	前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。				
議会の会期外活動			22	議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。				
			22-2	前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。				
政策会議の設置			23	議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。				
			23-2	前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。				
議員の役割及び責務 区議会議員の責務 町議会議員の責務			24	議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。	10	区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前二条に規定する機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。	7	町議会議員は、町民の信託を受けた町民の代表である。議員は、町民の声を代表して、矢祭町の発展、町民の幸せのために議会活動に努める。
			24-1	議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。				
市長の責務 区長の責務等	12	市長は、この条例に基づいて市政を運営し、市民の負託に応えて、市民の福祉の向上のために市政を執行します。	25	町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。	12	区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。		
					12-2	区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。		
					12-3	区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。		
就任時の宣言			26	町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。				
			26-2	前項の規定は、助役及び教育長の就任について準用する。				
執行機関の責務 町執行部及び職員の責務	13	市の執行機関は、その権限と責任において、誠実に職務を執行します。	27	町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。	7	区は、区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。	6	町執行部及び職員は、町民の信託に応え、町民の奉仕者であることを肝に銘じ、来たるべき団塊の世代の定年退職にも不補充で臨み、事務事業の執行に努める。
	13-2	市は、市の組織について、市政課題に効率的かつ柔軟に対応できるものとし、かつ市民にわかりやすいものになるよう整備します。			7-2	区は、区民ニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。		

項目	原町市まちづくり基本条例		ニセコ町まちづくり基本条例		杉並区自治基本条例		矢祭町自治基本条例	
	条項	条文	条項	条文	条項	条文	条項	条文
執行機関に関する基本的事項					11	執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。		
職員の責務 執行機関の組織及び職員	14	市の職員は、常に研鑽につとめ、この条例の基本原則に基づき、市民の立場に立って、誠実かつ公平に職務を遂行します。	27-2	町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。	13-2	区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。		
意思決定の明確化			6	町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。				
政策法務の推進			28	町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。				
危機管理体制の確立			29	町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理の体制の確立に努めなければならない。				
			29-2	町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。				
組織 執行機関の組織及び職員			30	町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。	13	区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。		
総合的な行政サービスの提供					15	区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。		
行政手続の法制化			34	条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。	16	区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。		
法令の遵守			35	町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。				
財政運営 財政運営の原則 町財政の健全化	15	市は、長期的展望に立った計画的な財政運営に努め、財源を効果的かつ効率的に活用する健全財政を図ります。			22	区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。	9	矢祭町は、健全財政を堅持する。人件費や経費の節減をし、以って町民サービスの向上に努め、独立独歩「自立する町づくり」を確立する。
(財政) 総則			40	町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。				
予算編成			41	町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。				
			41-2	前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。				
予算執行			42	町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。				

項 目	原町市まちづくり基本条例		ニセコ町まちづくり基本条例		杉並区自治基本条例		矢祭町自治基本条例	
	条項	条 文	条項	条 文	条項	条 文	条項	条 文
決算			43	町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。				
財産管理			44	町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。				
			44-2	前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。				
			44-3	財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。				
財政状況の公表			45	町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況（以下「財政状況」という。）の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。	23	区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。		
区税等の賦課徴収					24	区は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）で定めるところにより、特別区税を賦課徴収するほか、法律及び条例に基づき、使用料その他の徴収金を賦課徴収するものとする。		
行政評価 評価の実施	16	市は、行政サービスの質的向上を図り、市民にとってより満足度の高い市政を推進するため、行政評価を実施します。	46	町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。	21	区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。		
評価方法の検討			47	前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。				
			47-2	町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。				
説明責任	17	市は、政策立案から実施及び評価の過程について、市民に明らかにし、わかりやすく説明します。	4	町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。	19	区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。		
意見・要望等の対応 意見・要望・苦情等 への応答義務等 区民等の要望の取扱い	18	市は、市民の市政に関する意見・要望等に迅速かつ適切に調査し、誠意をもって応答します。	32	町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。	20	区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。		
			32-2	町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。				
			32-3	町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。				
意見・要望・苦情等 への対応のための 機関			33	町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。				

項目	原町市まちづくり基本条例		ニセコ町まちづくり基本条例		杉並区自治基本条例		矢祭町自治基本条例	
	条項	条文	条項	条文	条項	条文	条項	条文
計画過程等への参加			36	町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。				
			36-2	町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体等との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報				
総合計画の策定 計画策定等に関する 原則 基本構想等 総合計画等	19	市は、総合計画等の策定にあたっては、この条例の基本原則に基づき行います。	37	総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。	14	区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。	4	矢祭町は、郷土づくりの基本方向に沿って町の将来の姿を明らかにし、これを総合的かつ計画的に実現するため、議会の議決を経て総合計画を策定する。
			37-2	町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。 (1) 法令又は条例に規定する計画 (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画				
			37-3	町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。 (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容 (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間				
計画策定の手続き 政策に係る区民等の 意見提出手続			38	町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。 (1) 計画の概要 (2) 計画策定の日程 (3) 予定する町民参加の手法 (4) その他必要とされる事項	28	区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。		
			38-2	町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。				
			38-3	町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。				
計画進行状況の公表			39	町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。				



項目	原町市まちづくり基本条例		ニセコ町まちづくり基本条例		杉並区自治基本条例		矢祭町自治基本条例	
	条項	条文	条項	条文	条項	条文	条項	条文
情報の公開及び提供 情報共有のための制度	20	市は、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすく提供します。	7	町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。 (1)町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2)町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3)町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4)町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度	17	区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。		
情報の収集及び管理			8	町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。				
個人情報の保護	21	市は、市が保有する個人情報に関して、個人の権利や利益が侵害されることのないように、個人情報の保護を行います。	9	町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。	18	区は、区民の基本的な権利の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。		
審議会等への参加 附属機関等への参加	22	市は、審議会等を設置する場合において、市民委員を公募することに努めます。	31	町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。	29	区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。		
パブリックコメント 手続制度	23	市は、基本的な政策などの策定にあたっては、パブリックコメント手続制度を活用し、政策などの形成過程における公平の確保と透明性を図ります。						
多様な参加と協働の 機会の拡充 参加原則 参画及び協働の原則	24	市は、まちづくりの企画立案、実施及び評価の過程において、市民の多様な参加と協働の機会の拡充に努めます。	5	町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。	25	区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。		
					25-2	区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。		
市民活動の推進	25	市民及び市は、市民が自発的に行う公益性のある活動を推進します。						
住民投票制度 町民投票の実施 住民投票	26	市長は、本市に関わる重要事項について、広く市民の意見を直接問う必要がある場合は、その事案に応じ、別に条例を定め、住民投票を実施することができます。		町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。	26	区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。		
					26-2	前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。		
住民投票の請求及び 登議					27	区に住所を有する年齢満十八年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。		
					27-2	区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成を得て住民投票を登議することができる。		

項 目	原町市まちづくり基本条例		ニセコ町まちづくり基本条例		杉並区自治基本条例		矢祭町自治基本条例	
	条項	条 文	条項	条 文	条項	条 文	条項	条 文
元 議					27-3	区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を發議することができる。		
					27-4	第一項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第七十四条第二項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで及び第七十四条の三第一項から第三項までの規定の例によるものとする。		

項目	原町市まちづくり基本条例		ニセコ町まちづくり基本条例		杉並区自治基本条例		矢祭町自治基本条例	
	条項	条文	条項	条文	条項	条文	条項	条文
町民投票の条例化			49	町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。				
			49-2	前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。				
町外の人々との連携				わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。				
近隣自治体との連携				町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。				
国や他の自治体との連携 広域連携	27	市は、共通の課題を解決するために、国、福島県及び他の市町村と相互に連携を図り協力することに努めます。		町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。	30	区は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。		
国際交流及び連携				町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。				
条例の検討及び見直し この条例の検討及び見直し	28	市は、まちづくりの推進状況や社会状況の変化に対応し、条例の検討及び見直しをするとともに、別に定める市民の意見を反映するための委員会を設置します。	57	町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。				
			57-2	町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。				
条例制定等の手続			54	町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。 (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合				
			54-2	提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。				
総合計画等							5	矢祭町は、町基本条例に基づいて運営される町政の基幹的な制度と運営の原則を明らかにするために、行政、議会、町民の役割とその相互関係等を別に定める。
委任					32	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		